

自動販売機設置事業者募集要項

千葉市文化振興課が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

1 入札物件

(1) 千葉市民会館、千葉市若葉文化ホール、千葉市美浜文化ホール、千葉市美術館、千葉市民ギャラリー・いなげ

物件 No.	自販機 No.	所在地 設置場所	貸付面積 (※1)	最低価格 (月額・税抜)	年間売上本数 (※2)	電子マネー決済
1	1	千葉市中央区要町1-1 千葉市民会館 1階ラウンジ	1.6 m ²	21,000 円 (7台分)	6,972 本	どちらか1台のみ対応
	2	千葉市中央区要町1-1 千葉市民会館 1階ラウンジ	1.6 m ²		7,849 本	
	3	千葉市中央区要町1-1 千葉市民会館 3階給湯室	1.6 m ²		2,905 本	非対応
	4	千葉市若葉区千城台西2-1-1 千葉市若葉文化ホール 1階ホールホワイエ	1.8 m ²		3,679 本	対応
	5	千葉市美浜区真砂5-15-2 千葉市美浜文化ホール 2階音楽ホールホワイエ	1.2 m ²		2,596 本	対応
	6	千葉市中央区中央3-10-8 千葉市美術館 地下2階駐車場エレベーターホール入口脇(※3)	1.2 m ²		—	対応
	7	千葉市稲毛区稲毛1-8-35 千葉市民ギャラリー・いなげ ギャラリー棟入口付近	1.1 m ²		940 本	非対応

※1 貸付面積には、空缶等回収ボックス、転倒防止器具、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。

※2 年間売上本数は令和元年度の売上本数(実績)であり、今後における自動販売機の売上本数を保証するものではありません。なお、自販機 No.6 については、令和元年度は設置がなかったため、売り上げの実績はありません。

※3 自販機 No.6 については、コンセントから自動販売機設置まで距離があるので、通行の妨げにならないように配線を行うこと。

(2) 千葉市文化センター、千葉市美浜文化ホール、千葉市美術館

物件 No.	自販 機 No.	所在地 設置場所	貸付 面積 (※ 1)	最低価格 (月額・税 抜)	年間売上 本数 (※2)	電子マネー 決済
2	1	千葉市中央区中央2-5-1 千葉市文化センター 3階アートホールホワイエ	1.8 m ²	21,000 円 (7台 分)	5,290 本	どちらか1 台のみ対応
	2	千葉市中央区中央2-5-1 千葉市文化センター 3階アートホールホワイエ	1.8 m ²		3,646 本	
	3	千葉市中央区中央2-5-1 千葉市文化センター 5階第1リハーサル室前	1.4 m ²		4,478 本	非対応
	4	千葉市中央区中央2-5-1 千葉市文化センター 9階エレベーターホール前	1.4 m ²		4,149 本	対応
	5	千葉市美浜区真砂5-15-2 千葉市美浜文化ホール 1階メインホールホワイエ	1.4 m ²		4,673 本 (※3)	どちらか1 台のみ対応
	6	千葉市美浜区真砂5-15-2 千葉市美浜文化ホール 1階メインホールホワイエ	1.4 m ²		3,210 本 (※3)	
	7	千葉市中央区中央3-10-8 千葉市美術館 10階通路	1.4 m ²		2,135 本	非対応

※1 貸付面積には、空缶等回収ボックス、転倒防止器具、電源接続部分及び放熱スペースを含みません。

※2 年間売上本数は令和元年度の売上本数(実績)であり、今後における自動販売機の売上本数を保証するものではありません。千葉市美浜文化ホール(メインホール)については令和元年9月2日から令和元年11月30日まで、一時休館期間があります。

※3 自販機 No. 5、No. 6 設置場所である千葉市美浜文化ホール(メインホール)では貸付期間中に、工事に伴う一時休館期間があります。(概ね6か月を予定)

2 日 程

日程は、次のとおりです。

項 目	日 程		
申込受付期間	令和3年1月26日（火）から令和3年2月10日（水）まで ・午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで（市役所閉庁日は除く）		
入札場所	千葉市役所本庁舎8階 市民局相談室（エレベーターホール脇）		
入札日時	物件 No. 1	令和3年2月17日（水）	午前10時00分
	物件 No. 2	令和3年2月17日（水）	午前10時30分
契約の締結期限	令和3年3月31日（水）		

※ 入札会場への入室は開始時間の10分前から可能となります。

3 入札参加資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- ② 自動販売機の設置業務について3年以上の実績を有している者であること。
- ③ 法人市民税又は個人市民税の未納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条又は地方税法附則第59条による猶予制度の適用を受けている場合はこの限りではない。
- ④ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること
- ⑤ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと

4 契約上の条件等

（1）貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

（2）貸付期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）とし、更新はできないものとします。

（3）貸付料等

① 貸付料

千葉市が設定する最低価格以上で、最高入札価格に消費税相当額を加算した額をもって貸付料（月額）とします。

貸付料は別途発行する納入通知書により年度ごとに指定期日までに納入してください。また、既に納付した貸付料は返還しません。

② 必要経費等

自動販売機の維持管理に必要とする経費及び工事等による移設、撤去並びに再設置に係る経費は設置事業者の負担とします。電気料は市の指示により指定期日までに施設管理者へ納入してください

い。

③ 延滞金

納入通知書により指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年
14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければなりません。

(4) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならないこと
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと
- ③ 販売品目は、メーカー希望小売価格より高い価格で販売しないこと
- ④ 次に示す販売品目の条件を満たすこと

【物件 No.1】

自販機 No.	販売品目の条件
1～7	清涼飲料水 (缶、瓶、ペットボトルのいずれか)

【物件 No.2】

自販機 No.	販売品目の条件
1～7	清涼飲料水 (缶、瓶、ペットボトルのいずれか)

(5) 自動販売機の仕様等

設置する自動販売機は、次に掲げる条件を満たした仕様としてください。

- ① 冷媒及び断熱材発泡剤に、オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン (いわゆる代替フロン) を使用していないこと
- ② 環境配慮設計がなされていること
- ③ 使用済自動販売機の回収システムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること
- ④ 文化施設の美観を損ねないよう自販機の外装に華やかな配色を用いないこと
- ⑤ 災害時に自動販売機内の飲料水等を設置事業者の負担により無償で提供できるものであること
※物件 No.1 の自販機 No.1、No.2、No.3 の3台について災害対応にする
- ⑥ 障害者等の利用にも十分配慮したユニバーサルデザイン仕様のものであること

※ユニバーサルデザインの自動販売機とは

商品選択ボタン・取出口・コイン投入口・つり銭返却口等の各部の機能・配置など障害者・高齢者・子ども等あらゆる方に利用しやすいように開発された自動販売機

- ⑦ 交通系 IC を含む少なくとも4種類以上の電子マネー決済に対応していること

※電子マネーの種類については、施設利用者の利便性を考慮したうえで設置事業者が検討すること

※設置場所については、「1 入札物件」を参照すること。また、2台のうち1台を電子マネー決済対応にする場所については、市及び施設管理者と協議すること。

(6) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 自動販売機の維持管理については、設置事業者が行い、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと
- ② 自動販売機に併設して、十分な容量の回収ボックスを設置するとともに、施設管理者の指示に従い、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること（ただし、設置場所の構造上、自動販売機本体と回収ボックスを隣接して設置できない場合があります。）また、回収ボックスが適切に管理されなかった為（回収ボックスが満杯のまま放置されるなど）、自動販売機の設置場所及び回収ボックスの設置場所に汚れが発生した場合は、設置事業者が清掃を行うこと
- ③ 自動販売機の設置にあたっては、地震を考慮した転倒防止対策や、幼児等の来館に配慮した配線、隙間等の始末など、安全に十分配慮すること
- ④ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については設置事業者の責任において速やかに対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること
- ⑤ 設置事業者は、自動販売機の使用電気料を計測するための子メーターについて、千葉市と協議のうえ、設置事業者の負担にて設置を行うこと
- ⑥ 上記の設置維持管理に当たっては、事前に施設管理者に催し物の開催状況など利用状況を確認するなど協議を行い、施設の管理運営及び市民の利用に支障が生じないようにすること
- ⑦ 自動販売機の搬入出に当たっては、経路の養生を十分に行うなど安全に配慮するとともに、施設の管理運営に支障が生じないよう市及び施設管理者と協議を行うこと

(7) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了した際には、指定された期日までに原状回復すること。

5 入札申込手続

(1) 申込方法

申込受付期間内に、必要な書類を郵送(令和3年2月10日必着)又は持参してください。

なお、郵送の場合は、受付済みの申込書の写しを返信しますので、返信用の切手(84円分)を貼付し宛名を明記した返信用の封筒を同封してください。

▽申込受付期間

令和3年1月26日(火)～令和3年2月10日(水)

午前9時～正午、午後1時～午後5時(ただし、市役所閉庁日は除きます。)

※ 電話、FAX、Eメール等による受付は行いません。

提出先 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所8階 千葉市市民局生活文化スポーツ部文化振興課 管理班 宛

(2) 必要な書類(各1部)

- ① 入札参加申込書(物件No.ごとに1部提出してください。)

- ② 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し ※法人の場合
- ③ 3-③に係る法人市民税又は個人市民税の納税証明書（直近1年分）
- ※ ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条又は地方税法附則第59条による猶予制度の適用を受けている場合は、それを証することのできる書類（徴収猶予許可通知書）の写し
- ※ 各証明書については、いずれも発行後3か月以内のものを提出してください。
- ※ 申し込みいただいた結果、入札参加資格を欠くなどにより参加していただけない場合のみ、千葉市より速やかに電話にてご連絡します。

6 入札の手続

(1) 入札方法

- ① 入札は令和3年2月17日（水）に千葉市役所本庁舎8階市民局相談室で行います。
- ② 入札書に記載する入札金額は、「**1か月間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税の額は含まない。）**」に記載してください。なお、契約金額は、これに消費税及び地方消費税が加算された額となります。
- ③ 入札書は当日持参してください。**郵送による入札は受け付けません。**
- ④ 代理人の方が入札される場合は、委任状が必要になりますので、必要事項を記載し、記名押印してください。
- ⑤ 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分ご注意ください。

(2) 入札時に持参する書類

- ① 入札参加申込書の写し
- ② 入札書
- ③ 誓約書
- ④ 委任状 ※代理人の方が、入札される場合

(3) 入札保証金

入札保証金の納付は免除しますが、落札者が契約を締結しない場合には、落札額の3倍の金額を違約金としていただきます。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (4) 明らかに連合であると認められる入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2通以上の代理をした者の入札
- (6) 積算内訳書及び誓約書の提出を求めている入札において、その提出がない入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定等

- (1) 落札者は、最低価格以上をもって有効な入札を行った方のうち最高価格の入札を行った方とします。
- (2) 落札者となるべき方が2人以上いるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。
- (3) 入札終了後、契約締結の手続に入ります。
- (4) 二回の入札で落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないときは、地方自治法施行令に基づき随意契約へ移行することがあります。
- (5) 落札者が契約を締結しないとき、又は契約締結後に途中で契約を解約したときは、その事実があった日から1年間において、本市の自動販売機設置事業者の募集に関する入札には参加できなくなります。

9 契約保証金

- (1) 本件契約締結と同時に契約保証金として契約金額（落札金額に消費税を加算した額×契約期間月数）の10分の1以上の額を納入してください。
- (2) 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付けに伴う一切の損害賠償に充当します。
- (3) 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受人（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。
- (4) 借受人（落札者）が本件契約上の義務を履行しないときは、千葉市は本件契約を解除します。この場合、納入された契約保証金は千葉市に帰属することになります。

10 その他

- (1) 自動販売機設置事業への入札・契約にあたっては、この要項に定めるもののほか、地方自治法、千葉市契約規則、千葉市公有財産規則等の法令を遵守してください。
- (2) 契約者は、毎年度末に、当該年度における各自販機の売上本数等を本市に報告することとします。（この売上本数は、次期公募において公表されます。）

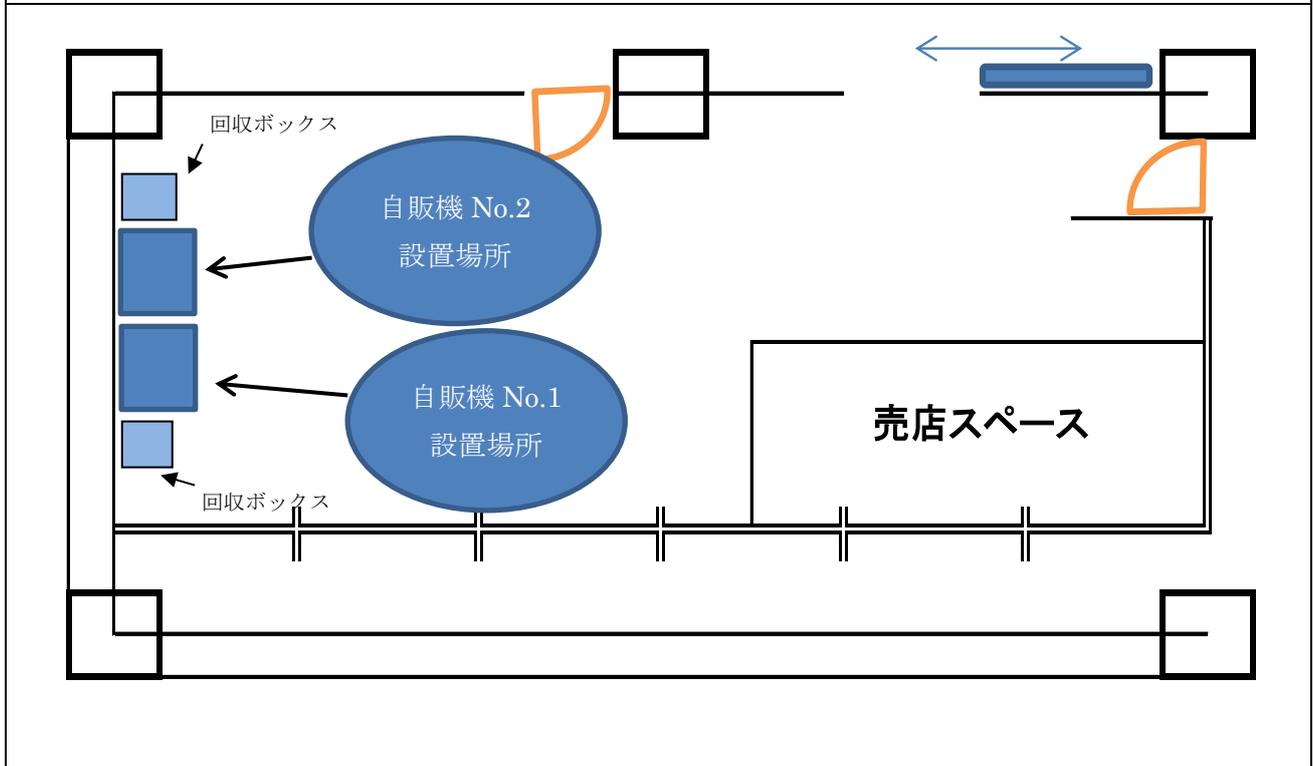
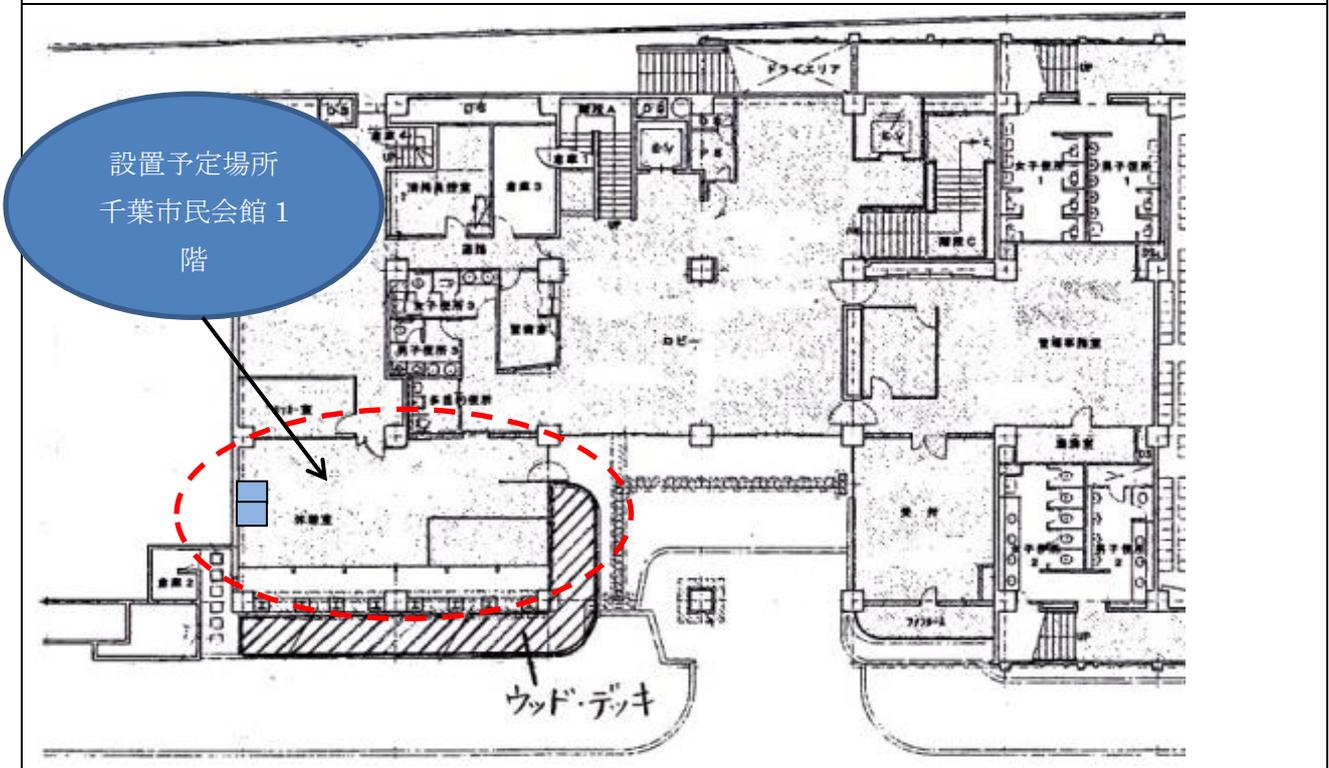
募集に関する問合せ先

千葉市市民局生活文化スポーツ部文化振興課 管理班

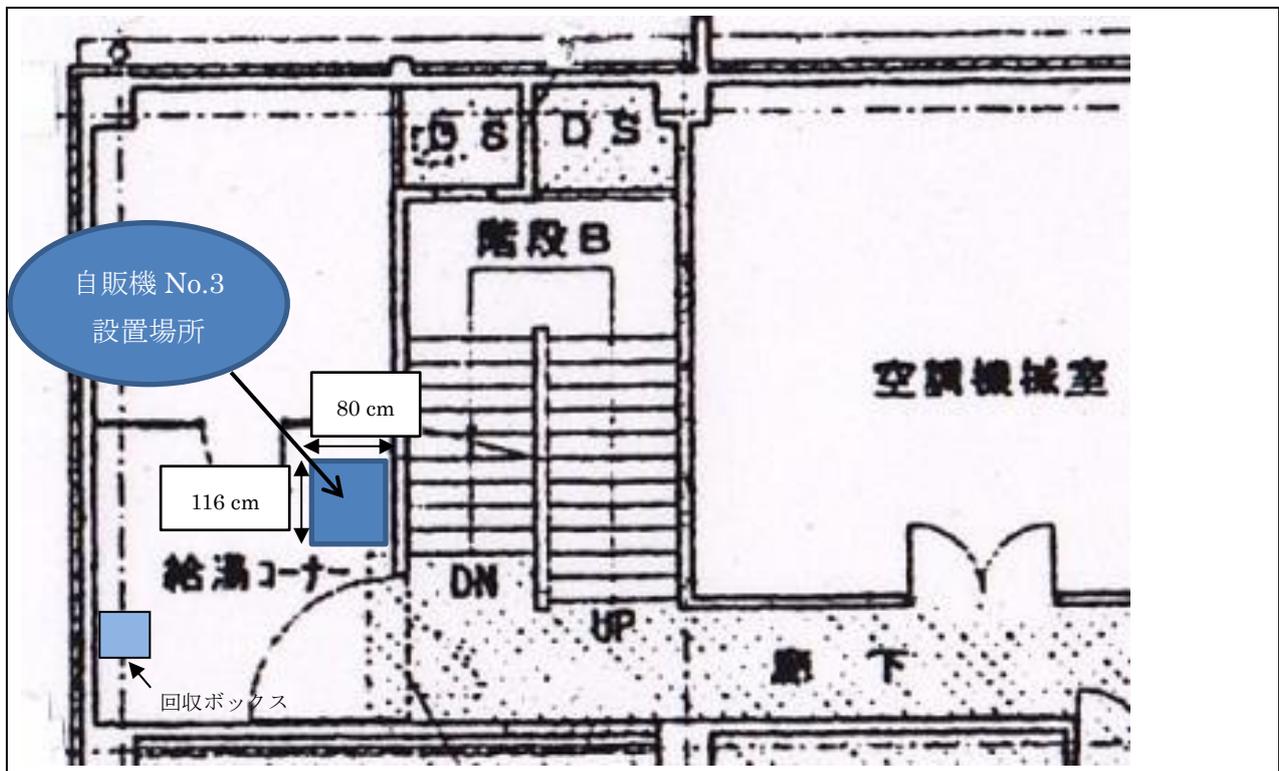
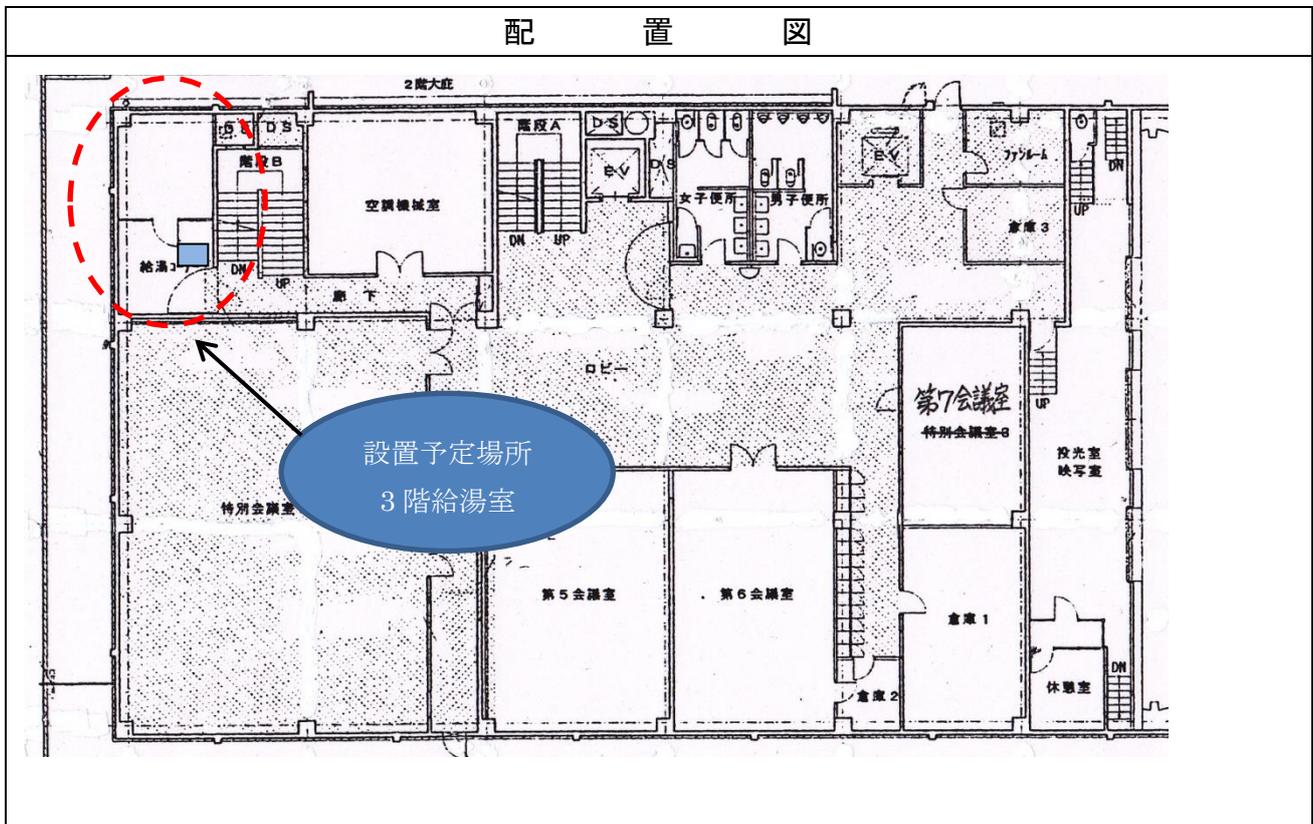
電話 043-245-5262

物件No.	1 (自販機No.1 & No.2)	所在地	千葉市中央区要町1-1
設置場所	千葉市民会館 1階 ラウンジ		

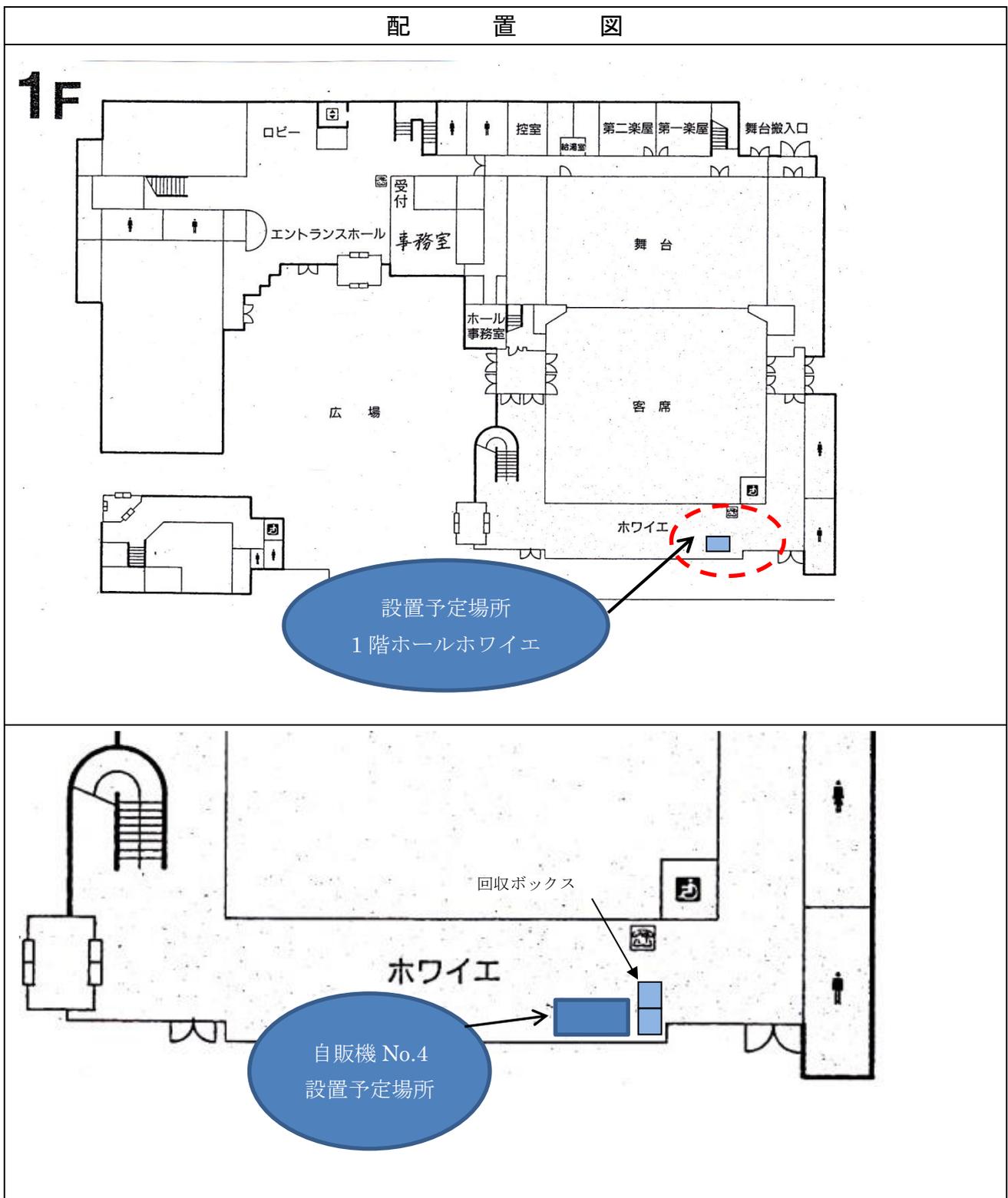
配 置 図



物件No.	1 (自販機No.3)	所在地	千葉市中央区要町1-1
設置場所	千葉市民会館 3階給湯室		

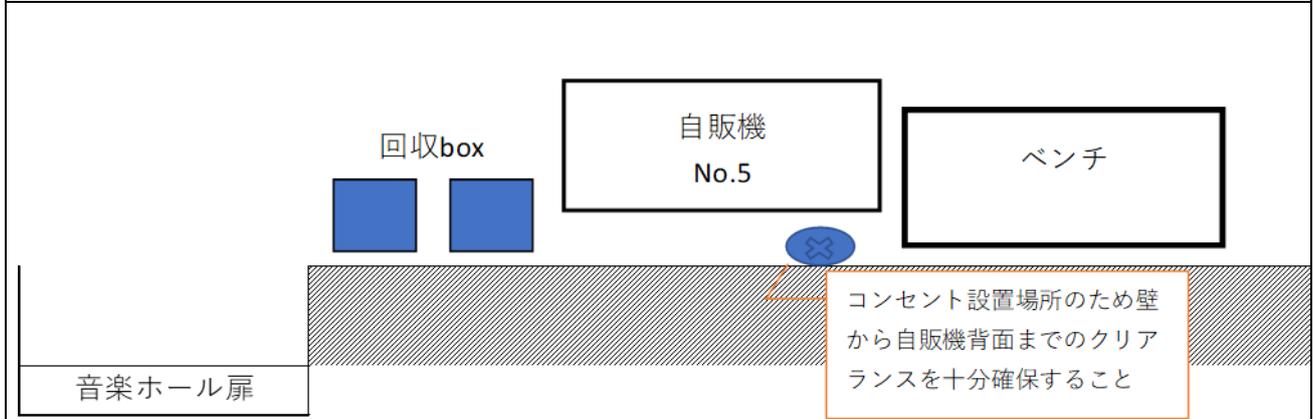
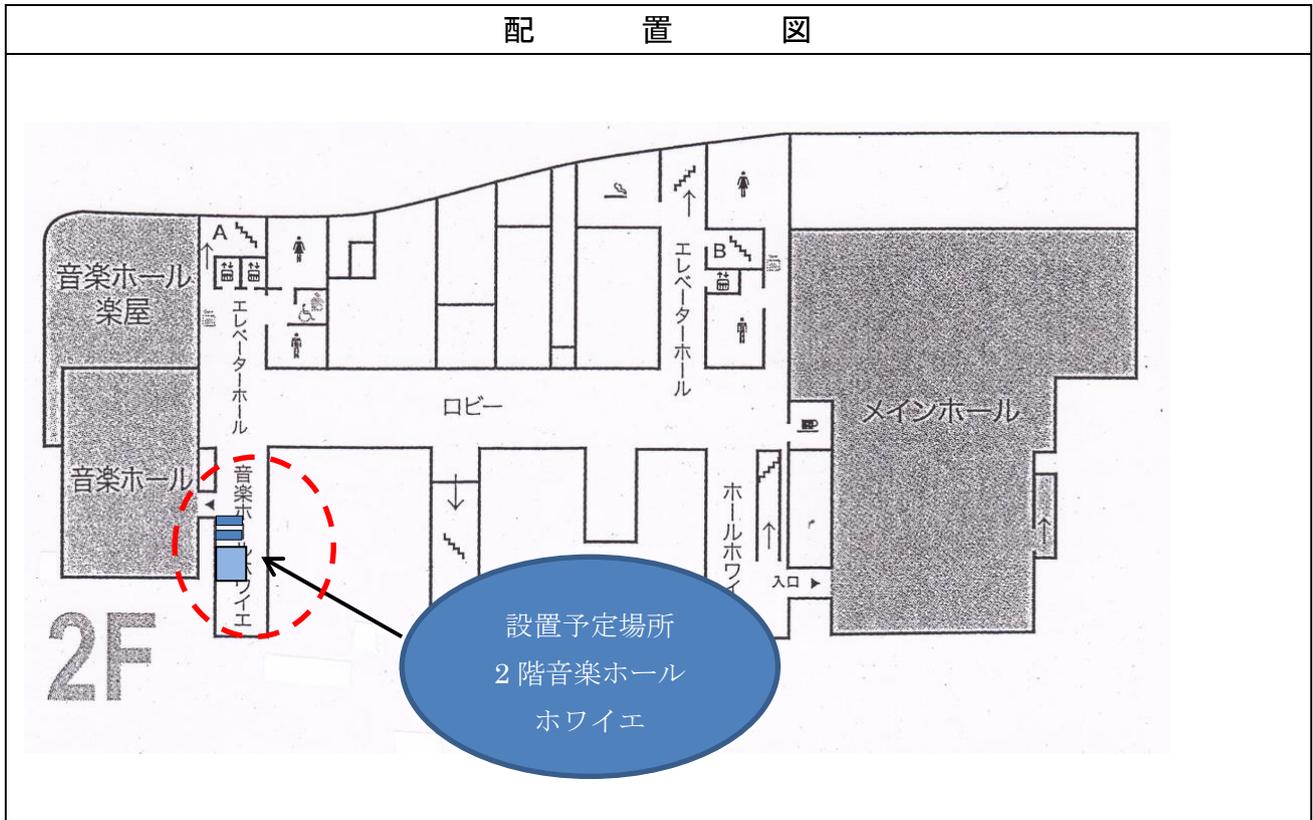


物件No.	1 (自販機 No. 4)	所在地	千葉市若葉区千城台西 2-1-1
設置場所	千葉市若葉文化ホール 1 階 ホールホワイエ		



物件No.	1 (自販機 No. 5)	所在地	千葉市美浜区真砂 5-1 5-2
設置場所	千葉市美浜文化ホール 2階音楽ホールホワイエ		

配 置 図

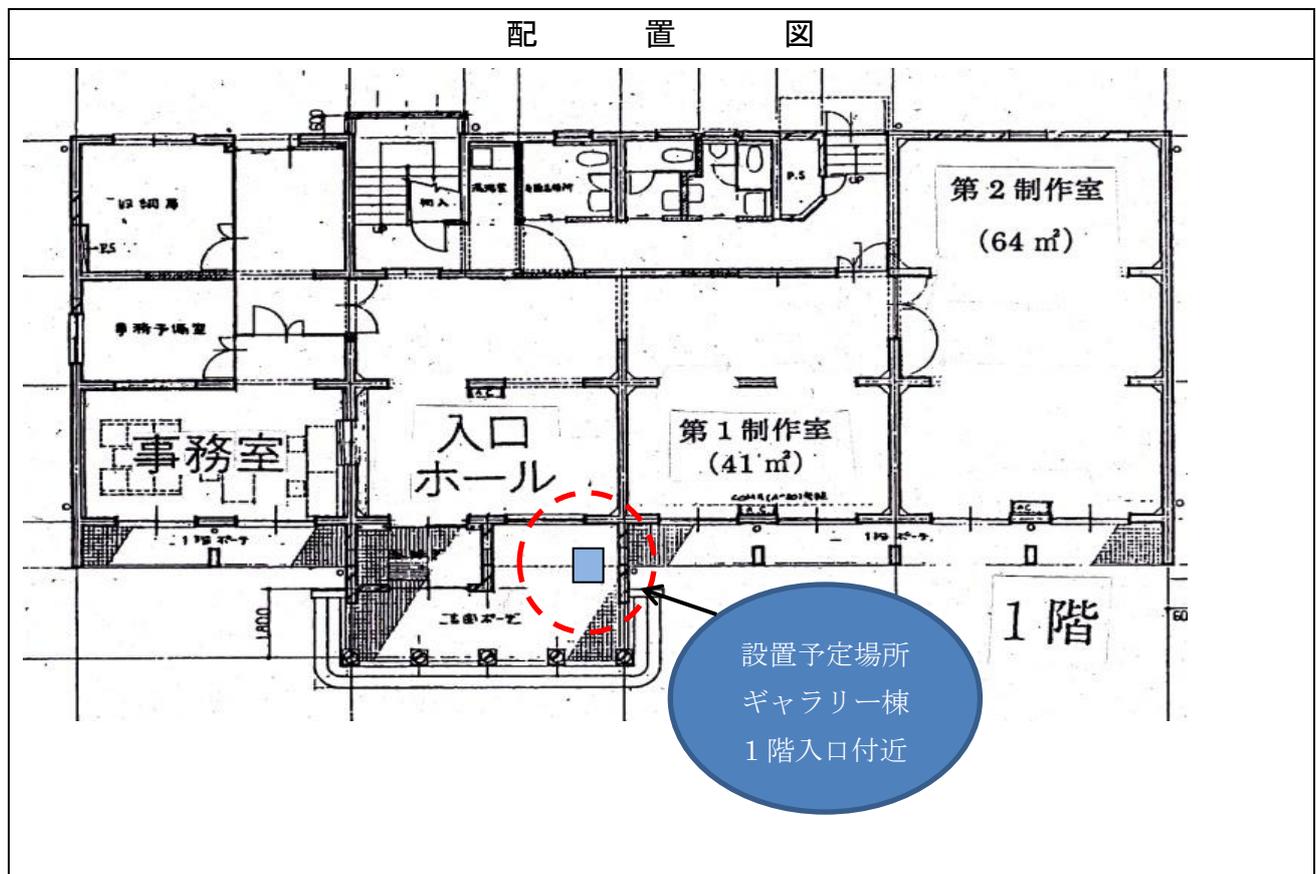


上記を参考に、自販機 No.5 はコンセント差込口利用の妨げとならぬよう、自販機背面と壁面とのクリアランスを十分確保すること。子供が挟まる危険性があると市が判断した場合は、プラスチックカバー等で侵入防止措置を講じること。

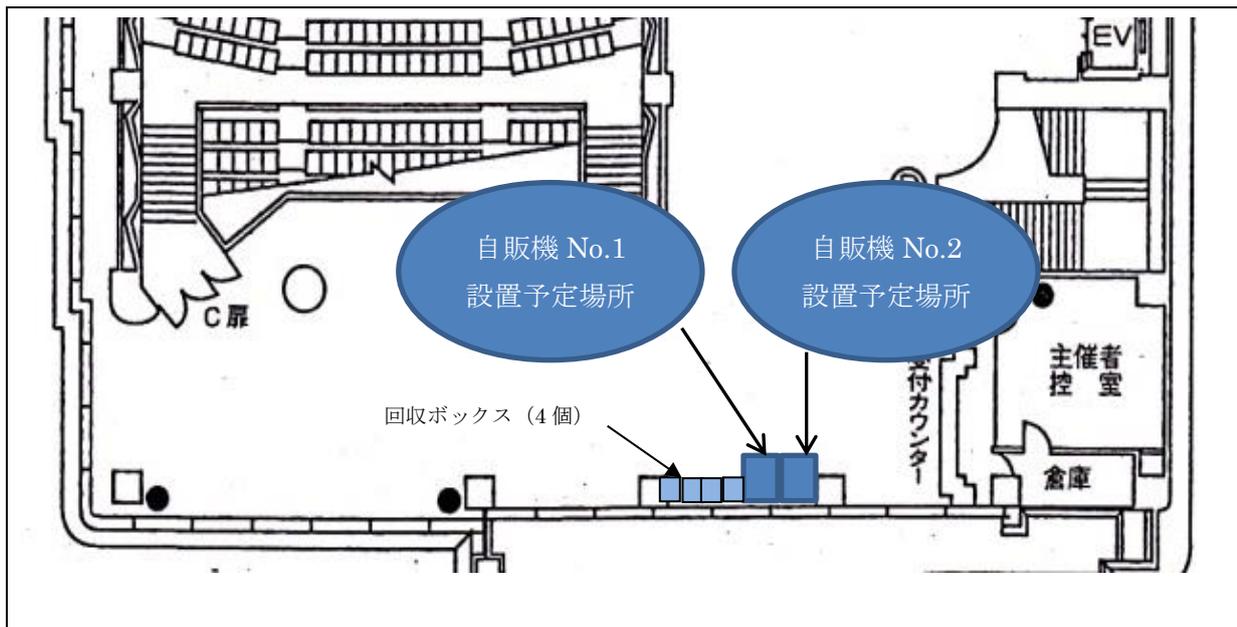
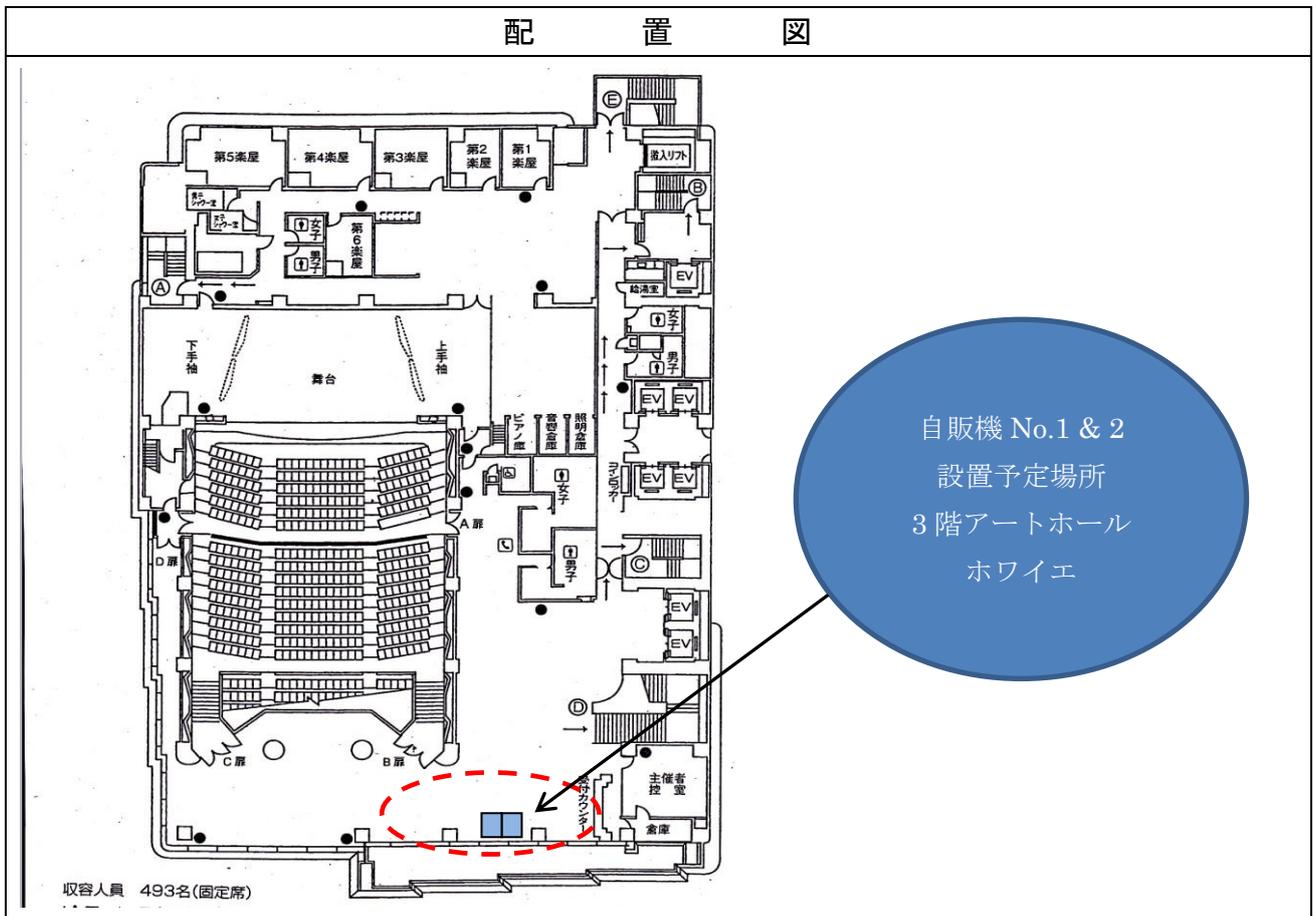
物件 No. 1	1 (自販機 No. 6)	所在地	千葉市中央区中央 3-10-8
設置場所	千葉市美術館地下 2 階駐車場エレベーターホール入口脇		



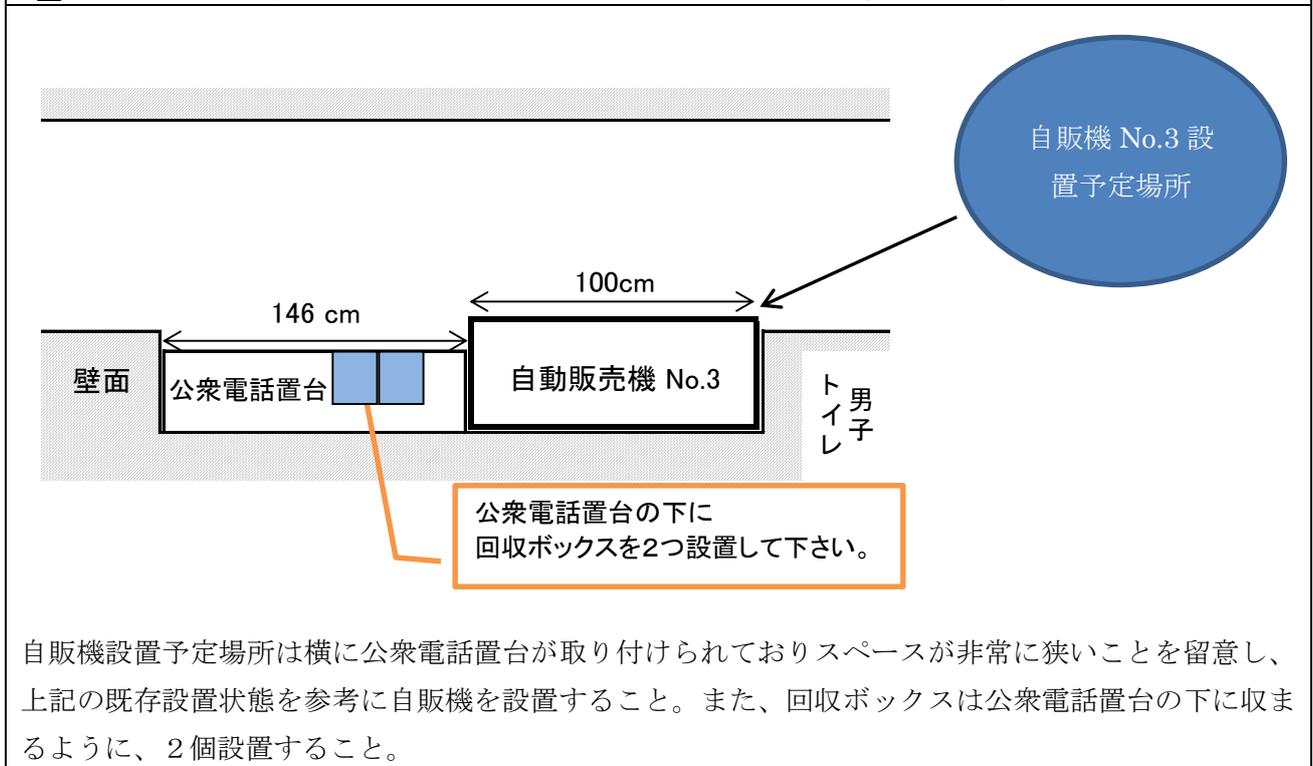
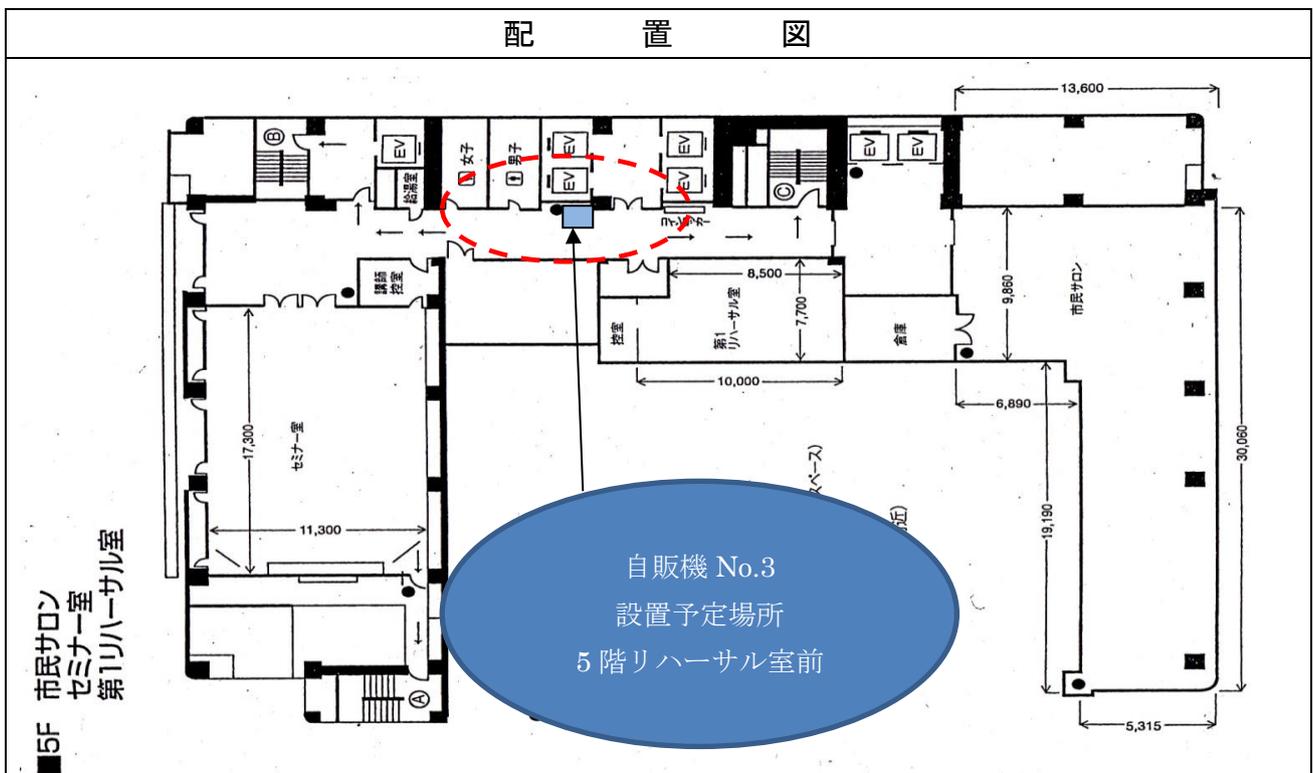
物件No.	1 (自販機No.7)	所在地	千葉県稲毛区稲毛 1-8-35
設置場所	千葉市民ギャラリー・いなげ ギャラリー棟入口付近		



物件 No.	2 (自販機 No. 1 & No. 2)	所在地	千葉市中央区中央 2-5-1
設置場所	千葉市文化センター 3階アートホールホワイエ		



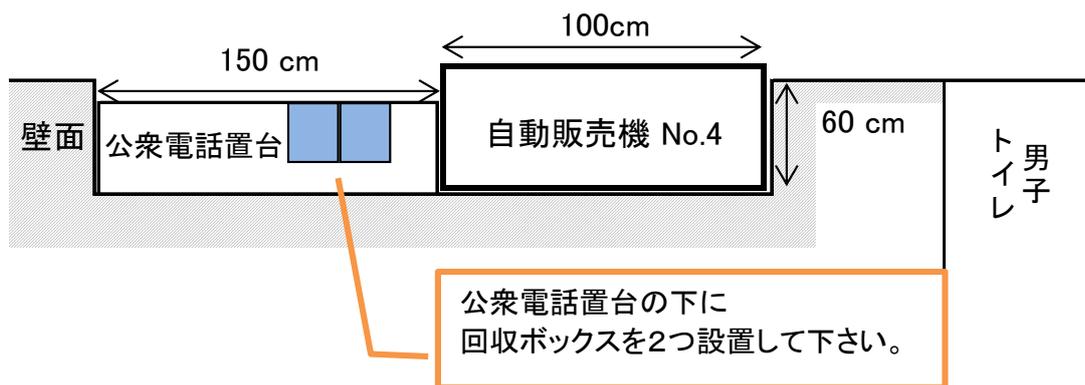
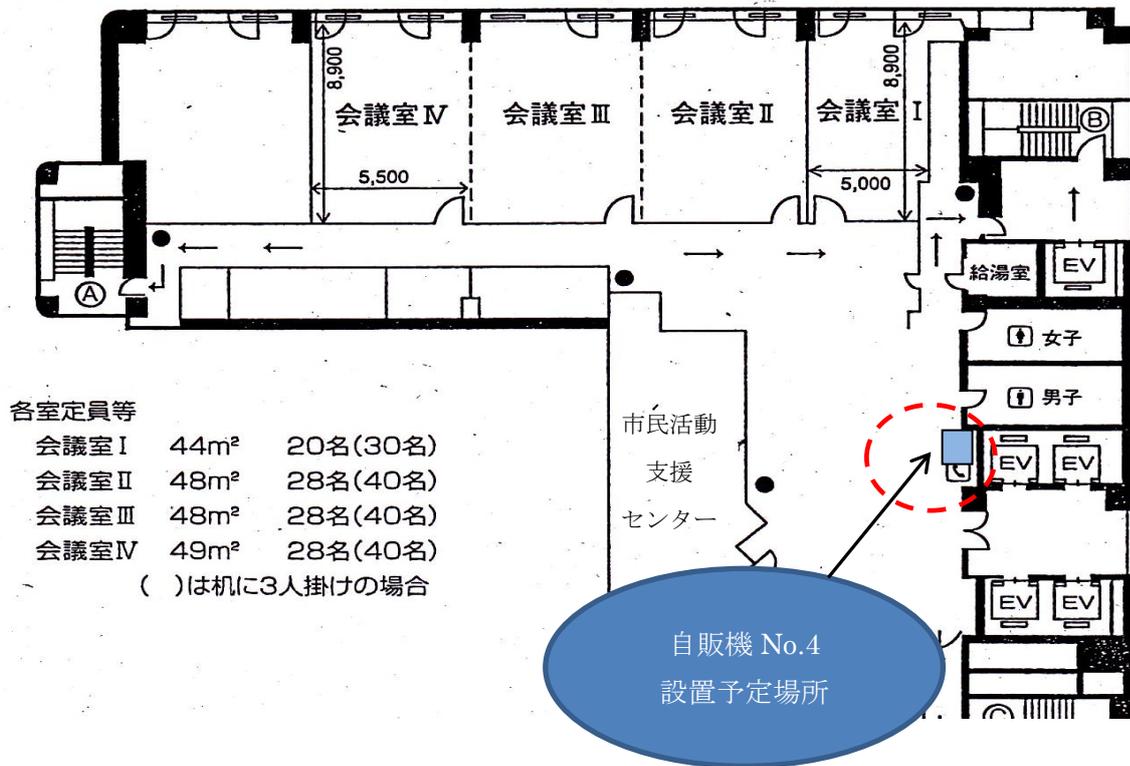
物件No.	2 (自販機 No. 3)	所在地	千葉市中央区中央 2-5-1
設置場所	千葉市文化センター 5階第1リハーサル室前		



物件No.	2 (自販機 No. 4)	所在地	千葉市中央区中央2-5-1
設置場所	千葉市文化センター 9階エレベーターホール前		

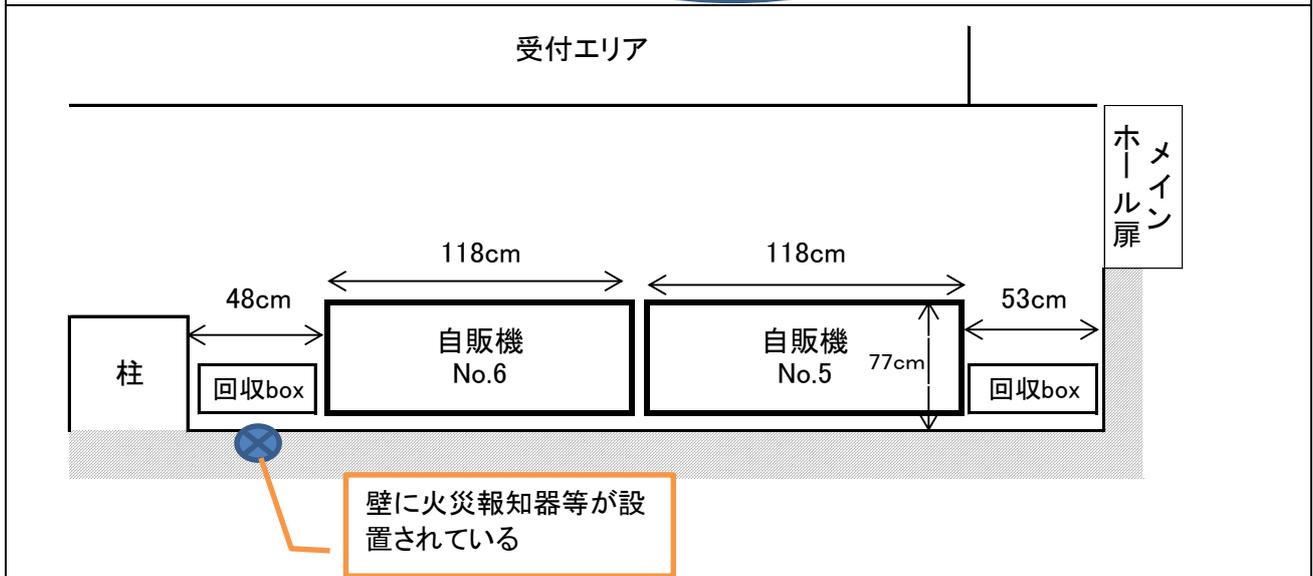
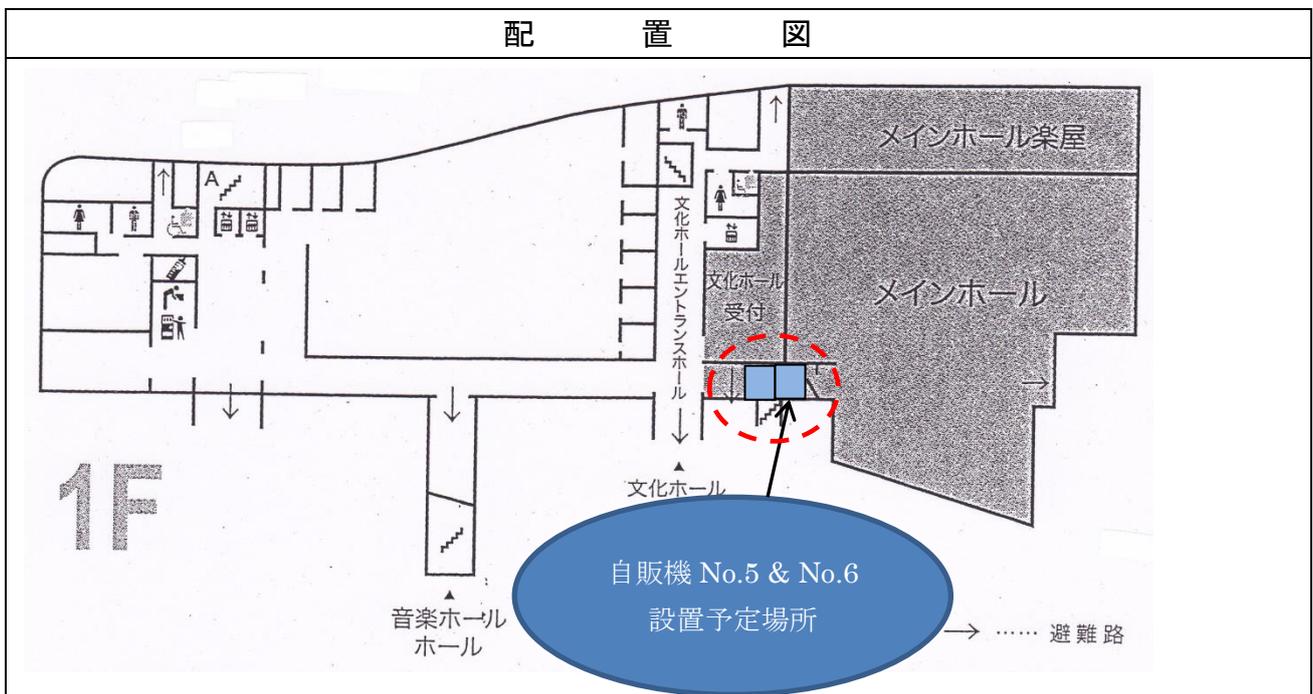
配 置 図

■9F 会議室I~IV



自販機設置予定場所は横に公衆電話置台が取り付けられておりスペースが非常に狭いことを留意し、上記の図面を参考に自販機を設置すること。また、回収ボックスは公衆電話置台の下に収まるように、2個設置すること。

物件No.	2 (自販機 No. 5 & No. 6)	所在地	千葉市美浜区真砂 5-15-2
設置場所	千葉市美浜文化ホール 1階メインホールホワイエ		



上記の既存設置状態を参考に、自販機 No.5 はメインホール扉との干渉がないよう設置すること
また、自販機 No.6 も柱に近づけ過ぎると火災報知器等を隠してしまうため、設置位置に気を付けること

物件No.	2 (自販機 No. 7)	所在地	千葉市中央区中央 3-10-8
設置場所	千葉市美術館 10階通路		

配 置 図

